

# 登園許可証 (医師記入)

練馬区 さつき保育園練馬ルーム

園児名：

疾患名 該当欄にチェックをお願いします	登園のめやす
麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
インフルエンザ・コロナ	発症後 5 日を経過しかつ解熱後 3 日を経過するまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	発疹が全てかさぶた (痂痂化) してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから、5 日を経過するまで。かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れが無いと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は抗菌薬による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症：ベロ毒素を産生する大腸菌 o157・o26・0111 等	症状が治まり連続 2 回の検便によって菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れが無いと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れが無いと認めるまで

※上記の疾患は、学校保健安全法および保育所における感染症対策ガイドラインに（厚生労働省）に基づき、練馬区医師会保育園医会と保育課で協議を行い指定した疾患です。医師の許可をいただいてからの登園となります。

保育施設長殿

上記の者は集団生活に支障がない状態になったので

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名：

電話番号：

医師名：

印又はサイン